安心して暮らせる社会の構築（参考資料）

地域共生社会の実現に向けた地域づくり

〇相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施による
重層的支援体制の整備促進・・・・・・・・・・・・・・1

〇生活困窮者自立支援、ひきこもり支援、自殺総合対策、
孤独・孤立対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・3

〇成年後見制度の利用促進・・・・・・・・・・・・・・１０

障害児・者支援、依存症対策の推進

〇障害児・者支援、依存症対策の推進・・・・・・・・１２

水道の基盤強化

〇水道の基盤強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４

戦没者遺骨収集等の推進

〇戦没者遺骨収集等の強力な推進・・・・・・・・・・２９

安心できる年金制度の確立

〇持続可能で安心できる年金制度の運営・・・・・・・３２

被災地における心のケア支援等

〇被災地における心のケア支援、
福祉・介護サービス提供体制の確保・・・・・・・・３５

○　相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施による重層的支援体制の整備促進

- 属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の実施

地域共生社会の実現に向けた地域づくり

令和4年度予算案
261億円
（令和3年度当初予算額：116億円）

【重層的支援体制整備事業】令和４年度予算案：２３２億円（令和３年度当初予算額：７６億円）

○　社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
包括的相談支援事業	○　以下の事業に必要な経費 ・地域包括支援センターの運営（介護分野） ・基幹相談支援センター等機能強化事業等（障害分野） ・利用者支援事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業（生活困窮分野）	市町村	各法に基づく 負担率・補助率
地域づくり事業	○　以下の事業に必要な経費 ・地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業（介護分野） ・地域活動支援センター機能強化事業（障害分野） ・地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者支援等のための地域づくり事業（生活困窮分野）	市町村	各法等に基づく 負担率・補助率
多機関協働事業等	○　多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業に必要な経費	市町村	国：3/4　（※） 市町村：1/4

※ 多機関協働事業等の負担割合は、制度施行当初の移行準備期間としての措置。令和5年度以降、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とすることを検討。

【その他（包括的な支援体制の整備に向けた支援）】令和４年度予算案：２９億円（令和３年度当初予算額：４０億円）

○　市町村における重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備、都道府県による市町村への後方支援等を行う。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
重層的支援体制整備事業への移行準備事業	○　重層的支援体制整備事業への移行準備に必要な経費	市町村	国：3/4 市町村：1/4
重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	○　市町村における包括的な支援体制の構築を進めるために行う、都道府県による市町村への後方支援の取組に必要な経費	都道府県	国：3/4 都道府県：1/4
重層的支援体制構築推進人材養成事業	○　重層的支援体制整備事業の実施市町村、都道府県、本事業の従事者等を対象とした人材養成に必要な経費	国	（委託費）

○　生活困窮者自立支援、ひきこもり支援、自殺総合対策、孤独・孤立対策の推進

- 居住支援体制の強化等による生活困窮者自立支援の推進
- 地方公共団体と連携したハローワークにおける生活困窮者等に対する就労支援
- ひきこもり地域支援センター等の市町村への設置・支援内容の充実（再掲）
- 自殺防止に関する相談体制の強化、自殺未遂者レジストリ制度の構築
- 保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの実施（再掲）

生活困窮者自立支援制度予算

平成30年度予算：432億円　平成31年度予算：438億円
令和　2年度予算：487億円　令和　3年度予算：555億円
令和4年度予算案：594億円　※重層的支援体制整備事業分を含む

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業
（全国905福祉事務所設置自治体で1,317機関（平成31年4月時点）

国費３／４

〈対個人〉
・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画（プラン）を作成

〈対地域〉
・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

◆福祉事務所未設置町村による相談の実施
・希望する町村において、一次的な相談等を実施

国費３／４

◇アウトリーチ等の充実
ひきこもりなどの社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対するアウトリーチなど、自立相談支援機関における機能強化

国費10/10

◆都道府県による市町村支援事業

国費１／２

・　市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施

◇都道府県による企業開拓

国費10/10

・　就労体験や訓練を受け入れる企業等の開拓・マッチング

※　法に規定する支援（◆）を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援（◇）があることに留意

本人の状況に応じた支援（※）

居住確保支援

再就職のため居住の確保が必要な者

◆住居確保給付金の支給
・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付

国費３／４

就労支援

就労に向けた準備が必要な者

◆就労準備支援事業

国費２／３

・一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練
※就労のみならず居場所づくりなど幅広い社会参加を支援する機能の明確化（R2）
（就労準備支援事業を1年を超えて利用できるケースの明確化（省令改正））（事項）

なお一般就労が困難な者

柔軟な働き方を必要とする者

◆認定就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）
・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成（社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する制度）

農業分野等との連携強化事業
就労体験や訓練の場の情報収集・マッチングのモデル事業（国事業）

就労に向けた準備が一定程度整っている者

◇生活保護受給者等就労自立促進事業
・一般就労に向けた自治体とハローワークによる一体的な支援

緊急的な支援

緊急に衣食住の確保が必要な者

◆一時生活支援事業

国費２／３

・住居喪失者に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供。シェルター等利用者や居住に困難を抱える者に対する一定期間の訪問による見守りや生活支援
・地域居住支援事業における居住支援法人との連携強化（事項）

家計再建支援

家計から生活再建を考える者

◆家計改善支援事業

国費１／２，２／３

・家計の状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計の改善の意欲を高めるための支援（貸付のあっせん等を含む）

子ども支援

貧困の連鎖の防止

◆子どもの学習・生活支援事業

国費１／２

・生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援
・生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育及び就労に関する支援等

その他の支援

国費10/10

◇関係機関・他制度による支援
◇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援
◇就労準備支援事業等の実施体制の整備促進　　等

生活保護受給者等就労自立促進事業

令和４年度予算案（令和３年度当初予算額）：74億円（83億円）

労働局・ハローワークと地方公共団体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者等の就労による自立促進を図るため、ワンストップ型の就労支援体制を全国的に整備。地方公共団体にハローワークの常設窓口の設置や巡回相談等により、関係機関が一体となった就労支援を実施。
特に、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う離職等により増加している生活保護受給者や生活困窮者について、福祉事務所や自立相談支援機関等との連携による就労支援を推進。

地方公共団体
（福祉事務所等）

支援対象者
生活保護受給者
児童扶養手当受給者
生活困窮者　　等

地方公共団体等関係機関と協議会の設置及び協定の締結

○協定締結数　1,732（全市町村数1,741）
※ 締結率99%、未締結は東京都小笠原村など島嶼のみ。

都道府県労働局
ハローワーク

ワンストップ型の就労支援体制の整備

常設窓口
214か所→215か所

巡回相談
819か所
（令和３年度実績）

支援の流れ

① 地方公共団体からハローワークへ就労支援を要請

② 関係機関による就労支援チームを設置し、支援プランを作成

③ 支援プランに基づく各種支援を実施

就労支援メニュー

- **担当者制による支援**（キャリアコンサルティング、履歴書作成支援、面接指導、職業紹介等）
- **職業準備プログラムの実施**（職業準備セミナー、グループワーク等）
- **トライアル雇用の活用**
- **公共職業訓練・求職者支援訓練等の活用**

等

就職・職場への定着

就労による自立

- 雇入れ**助成金の活用**
- 事業所訪問等による対象者や事業主に対する**職場定着支援**

生活保護受給者等を雇い入れる事業主に対する助成措置
（特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）の支給）

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額） 87百万円（ 1.2 億円）

1 趣 旨

生活保護受給者等には、就労経験が乏しいことや家庭の事情等、就労に当たって複合的な阻害要因を抱えている者がおり、これらの者を雇い入れる事業主は、就労時間や作業負荷等の雇用管理上の配意が必要となる。このため、生活保護受給者及び生活困窮者を雇い入れる事業主に助成 を行うことにより、これらの者の雇入れ及び継続雇用を促進する。

2 内 容

（1） 対象事業主

生活保護受給者又は生活困窮者（※）を、公共職業安定所や一定の要件を満たした民間職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

※地方公共団体が労働局・ハローワークと締結した協定に基づきハローワークに支援要請を行った者又は地方公共団体が就労支援を行った者であって、支援期間が通算して3か月を超える者

（2） 助成対象期間

1年

（3） 支給金額

短時間労働者以外の者 ： 30万円（25万円）※1 × 2※2

短時間労働者 ： 20万円（15万円） × 2

※1 括弧内は中小企業以外に対する支給額

※2 6か月ごとに2回支給

ひきこもり支援の充実と推進（地域における支援体制図）

令和４年度予算案：19億円
（令和３年度当初予算額：13億円）

都道府県（指定都市）域

（指定都市）
行政区

後方支援

都道府県・指定都市 ひきこもり地域支援センター

《事業内容》
①コーディネーター（２人以上）による相談支援（窓口周知）
（電話、来所、必要に応じて訪問）
②居場所づくり
③連絡協議会の設置（ネットワークづくり）
④家族向け勉強会・当事者会の開催
⑤サポーター派遣
⑥民間団体との連携活動
⑦住民等への講演会・研修の開催
⑧実態把握
⑨市町村（行政区）・支援機関に対する後方支援
⑩関係機関職員人材研修の実施
⑪サポーター養成研修の実施

新 都道府県による 市町村事業の立ち上げ支援

①市町村と連携したセンターのサテライトの設置

市町村へ相談支援体制が引き継がれることを前提に、都道府県と市町村が連携して支援体制の弱い地域へひきこもり地域支援センターのサテライトを有期で設置

〔事業概要〕
○補助率：国1/2、都道府県1/2
○サテライトの設置は有期（原則２年）
○市町村への相談支援体制の移行の際に、市町村の連携の枠組みを維持して複数市町村が事業を共同実施することも可能

②小規模市町村等における体制整備の加速化支援

市町村のひきこもり支援事業の実施を惹起するため、支援終了後も市町村が継続して事業を実施することを前提に、財政的に厳しい小規模市町村等に対して、財政支援と支援ノウハウの継承をセットにした立ち上げ支援を有期で行う

〔事業概要〕
○補助率 ：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
［参考］サポート事業等
国1/2、市町村1/2
○有期（原則２年）の支援期間終了後、市町村（複数市町村による共同実施も可能）が事業を継続実施

国

新 国が実施する人材養成研修

ひきこもり地域支援センター職員を対象に知識や支援手法を習得する研修を実施

後方支援

市町村域

一般市町村 新 ひきこもり地域支援センター

※将来的に、全ての中核市への設置を目指す

《事業内容》
①コーディネーター（２人以上）による相談支援（窓口周知）
（電話、来所、必要に応じて訪問）
②居場所づくり
③連絡協議会の設置（ネットワークづくり）
④家族向け勉強会・当事者会の開催
⑤サポーター派遣
⑥民間団体との連携活動
⑦住民等への講演会・研修の開催
⑧実態把握
⑩関係機関職員養成研修の実施
⑪サポーター養成研修の実施

移行

一般市町村 新 ひきこもり支援ステーション事業（仮称）

※２以上の自治体による共同実施も可

《事業内容》
①相談支援（窓口周知）
②居場所づくり
③ネットワークづくり
①～③は必須
④家族向け勉強会・当事者会の開催
⑤サポーター派遣
⑥民間団体との連携活動
⑦住民等への講演会・研修の開催
⑧実態把握
⑪サポーター養成研修の実施

移行

一般市町村 ひきこもりサポート事業

※２以上の自治体による共同実施も可

《事業内容》
地域のニーズに応じて下記の事業を任意に選択して実施

①相談支援（窓口周知）
②居場所づくり
③ネットワークづくり
④家族向け勉強会・当事者会の開催
⑤サポーター派遣
⑥民間団体との連携活動
⑦住民等への講演会・研修の開催
⑧実態把握
⑪サポーター養成研修の実施

※２以上の自治体による市町村事業の共同実施により、居住する市町村の窓口へ相談しづらい人も利用しやすくなる。

段階的な事業の充実を目指す

自殺総合対策の推進

＜自殺総合対策大綱に掲げた数値目標＞
自殺死亡率を令和8年までに
平成27年比で30%以上減少

令和4年度予算案　36億円（令和3年度当初予算額34億円）

【内訳】

地域自殺対策強化交付金	28．7億円	（27．8億円）
調査研究等業務交付金	4．9億円	（4．4億円）
地域自殺対策推進センター運営事業費	1．1億円	（1．3億円）
その他（本省費）	94百万円	（94百万円）

※令和3年度補正予算額

・新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金　60．9億円の内数

1．地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進
（令和4年度予算（案）:28.7億円）

○　自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、地域の実情に応じた相談対応、普及啓発、自殺未遂者や自死遺族への支援等に対する実践的な自殺対策の取組を支援する。

2．指定調査研究等法人機能への確保等
（令和4年度予算（案）：6.9億円）

○　我が国の自殺対策の中核として機能する指定調査研究等法人おいて、自殺未遂者レジストリ制度を構築するとともに、調査研究の充実や地域の自殺対策への取組支援を実施。

○　地域自殺対策推進センターが、管内市町村における自殺対策の支援を実施。

○　自殺予防週間及び自殺対策強化月間に、全国的な普及啓発活動を実施。

3．新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた自殺防止対策の強化（令和3年度補正予算額:60.9億円の内数）

○　新型コロナウイルス感染症の影響による自殺リスクを抱える方々に対応するため、地方自治体や民間団体が行う自殺防止に関する相談体制等の強化を支援する。

対面、電話、SNSを活用した相談体制の拡充、人材養成の強化

（対面相談）

（電話・SNS相談）

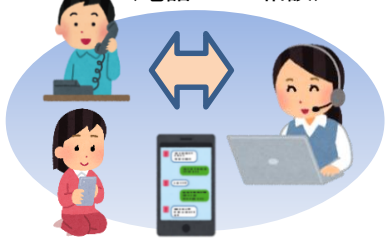

（人材養成）

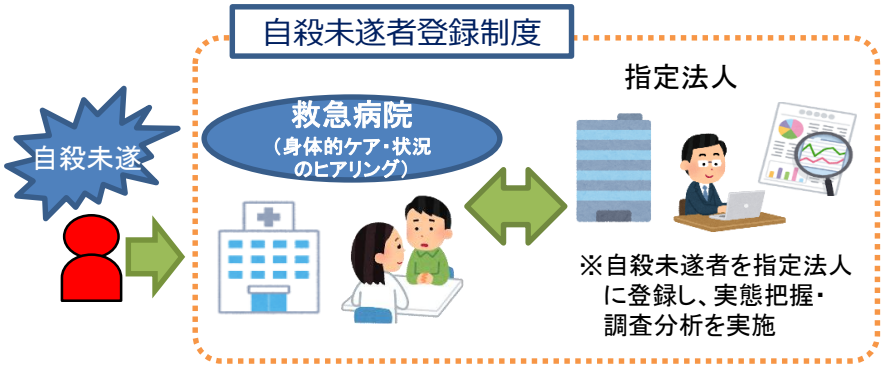

保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくり（モデル事業）

令和４年度予算案（令和３年度当初予算額）
：１．１億円（１．０億円）

○特定健診の結果、受診勧奨判定とされた加入者について、保険者がかかりつけ医等と連携し生活習慣病の重症化予防を図る必要があるものの、現状、かかりつけ医での診療と、特定保健指導をはじめとした医療保険者の取組との間で、連携する仕組みが乏しい。

○社会生活面の課題が生活習慣病の治療を困難にしている場合（※）もあるため、地域社会で行っている相談援助等も活用しながら社会生活面の課題解決に向けた取組みが重要である。

○そのため、引き続き、保険者による受診勧奨を契機として、かかりつけ医等と医療保険者が協働し、加入者の健康面や社会生活面の課題について情報共有しながら、加入者の重症化予防に必要な栄養指導等の保健指導の実施や地域社会で行っている相談援助等の活用を進めることで、加入者の健康面及び社会生活面の課題を解決するための取組みを推進する。

（※）孤立による食事意欲の低下などの社会的な課題のため糖尿病に対する食事療法が困難な場合に、地域社会での交流等につなげることにより孤立を解消、食事療法にも取り組むことで糖尿病を改善

【現状】

・特定健診において受診勧奨領域となった加入者は医療機関を受診、疾患として診断された場合、栄養指導等を含めた診療を受ける。特定保健指導の対象者にもなっている場合、特定保健指導を別途受診する必要があるが、医療機関との連携が不十分な場合、栄養指導等が重複して実施される可能性がある。
・生活習慣病の重症化に影響する社会生活面の課題を解決する仕組みがない。

【望ましい姿】

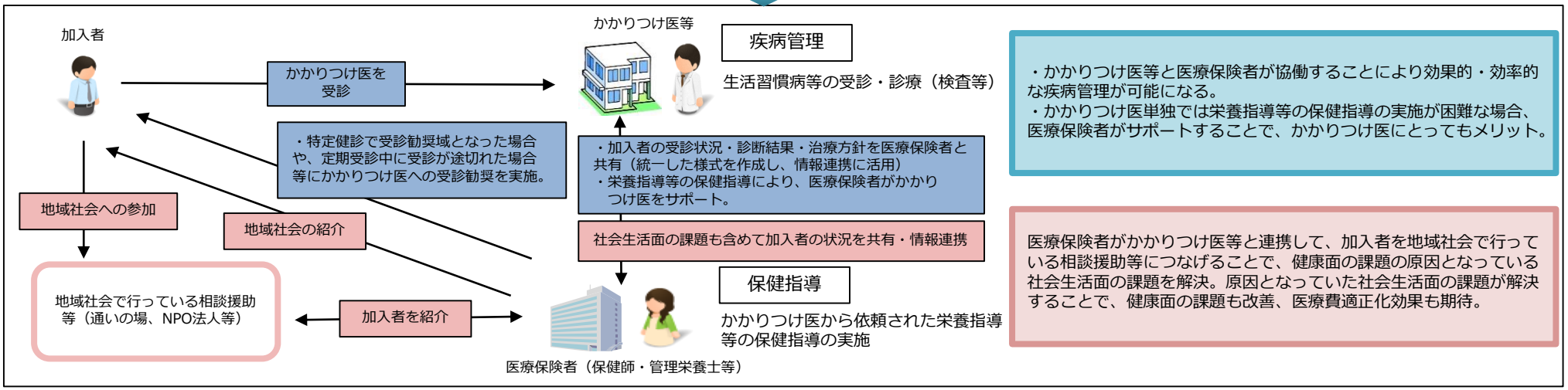

● スケジュール（案）

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
モデル事業実施（保険者協議会で数カ所）		モデル事業実施結果取り纏め	実施結果を踏まえ保健指導プログラム・特定健診等実施計画へ反映

○　成年後見制度の利用促進

- 都道府県による市町村支援と中核機関のコーディネート機能の強化等による地域連携ネットワークづくりの推進
- 意思決定支援を推進する人材養成・体制整備等による成年後見制度利用者等への権利擁護支援の強化

次期成年後見制度利用促進基本計画を通じた持続可能な権利擁護支援の推進

令和4年度予算案 6．4億円（令和3年度当初予算額5．9億円）

○ 次期基本計画期間に2025年を迎え、認知症高齢者等の増加が見込まれるなど、高まる成年後見制度の利用等のニーズに対応できる地域の体制整備が喫緊の課題である。

○ 市町村による中核機関の整備と地域連携ネットワークの構築を推進するとともに、地域連携ネットワークにおける互助・福祉・司法の3つの支援の機能強化と、関係者間の連携・協力体制の強化を図り、持続可能な権利擁護支援を推進する。

持続可能な権利擁護支援の推進

1 都道府県の機能強化等による中核機関等体制整備の推進（現行計画の課題への取組）

(1) 自治体・中核機関における権利擁護支援体制の強化（都道府県による司法専門職・家庭裁判所との連携基盤づくり）

○ 都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるとともに、専門職などによる助言等が得られる体制を確保することで、市町村による中核機関の整備等を推進する。

○ 市町村や中核機関の取組状況や課題等の実態を踏まえて、市町村支援を図るカリキュラムを追加した「成年後見制度利用促進体制整備研修」を実施することで、都道府県の市町村支援機能を強化する。

2 多様な主体による権利擁護支援の機能強化（次期計画の推進）

(1) 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化

○ 都道府県・市町村・中核機関による、市民後見人や福祉・司法の関係者を対象にした意思決定支援や権利擁護支援に関する研修等を推進する。また、意思決定支援の推進に向けた「成年後見制度利用促進現状調査等事業」を行う。

○ 互助・福祉・司法の支援を効果的に行うオンライン活用や、互助・福祉等の支援からの成年後見制度等への移行を推進する。

(2) 任意後見・補助・保佐等の広報・相談の機能強化

○ 任意後見制度や補助・保佐類型等の全国的な広報を実施するほか、中核機関等に対する専門的な相談・助言体制を整備する。

3 地域連携ネットワーク関係者の連携・協力体制の強化（次期計画の推進）

(1) 自治体・中核機関における権利擁護支援体制の強化（中核機関等のコーディネート機能の強化）

○ 中核機関のコーディネート機能を強化することで、地域連携ネットワーク全体としての情報収集・相談機能や、受任調整機能を強化する。

○ 市町村間や近隣中核機関間の連携を図る取組を支援することで、広域連携に係るコーディネート機能を強化する。

(2) 新たな連携・協力体制を構築するモデル事業の実施

○ 地域連携ネットワークにおける民間団体等多様な主体の参画、地域生活における意思決定等の支援、寄付等の活用など新たな支え合いを進める取組の実施方策の検証を行うモデル事業を実施する。

○　障害児･者支援、依存症対策の推進

- 障害福祉サービス事業所等の整備、地域生活支援の推進
- 新生児聴覚検査及び難聴児早期支援の推進、医療的ケア児への支援の拡充
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 地域における依存症医療・相談支援体制の整備、民間団体の支援

社会福祉施設等施設整備費補助金

令和４年度予算案（令和３年度当初予算額）：48億円（48億円）
※令和３年度補正予算：８５億円

○　地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害児・者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。
（補助率：国１／２、都道府県・指定都市・中核市１／４、設置者１／４）

主な整備区分：創設…新たに施設を整備すること。
増築…既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築…既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
大規模修繕等…老朽化した施設の改修や入所者等のニーズに合わせた施設の改修等整備をすること。

日中活動系サービス等の充実・地域移行の推進

○　障害者の社会参加支援及び地域移行支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。

障害児支援の充実

○　障害児支援の充実を図るため、地域の障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備や小規模な形態によるきめ細やかな支援体制の整備を推進する。

耐震化・防災対策の推進

○　障害児・障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、「防災、減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」に基づき、耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策を推進する。

1. 補助内容

○　社会福祉法人等が障害福祉サービス等を開始するために施設等を整備する場合、老朽化した施設や入所者等のニーズに合わせた施設の改修等（※１）を行う場合に、その施設整備費等について、補助する。

※１　対象事業：①施設の一部改修、②附帯設備の改造、③冷暖房設備の設置等、④施設の模様替、
⑤環境上の条件等により必要となった施設の一部改修、
⑥消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修、
⑦介護用リフト等特殊附帯工事、⑧土砂災害等に備えた施設の一部改修等、⑨生産設備近代化整備　　等

※２　設置者負担分については、独立行政法人福祉医療機構から低利の融資を受けることができる。

国庫補助を受ける場合

・社会福祉法人及び医療法人など（※）が障害者総合支援法等に基づく障害福祉施設等を整備しようとする場合、各都道府県、指定都市、中核市及び市町村の障害福祉計画に合致すれば、国庫補助を受けることができる。（土地の買収又は整地に要する費用は対象外）

※　社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、ＮＰＯ法人、営利法人等

①負担割合　　国１／２、都道府県・指定都市・中核市１／４、設置者１／４

②国庫補助の手続き

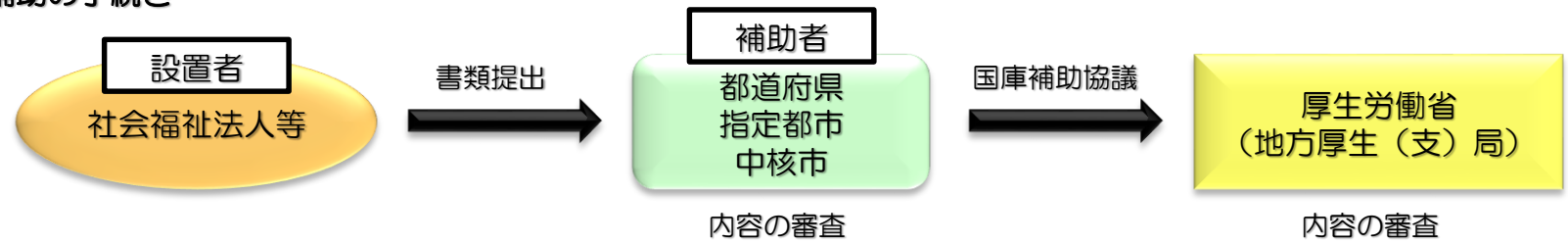

ア　施設建設を予定している設置者は、建設予定年度の前年度の早い時期に、建設計画、資金計画及び土地の確保の状況等を明らかにした事業計画書を都道府県等に提出し、内容の審査を受ける。

イ　内容の審査後、都道府県等の施設整備計画に合致していれば、都道府県等において必要な予算措置が行われ、厚生労働省（地方厚生(支)局）に対する国庫補助協議を行う。

ウ　厚生労働省（地方厚生(支)局）においては、都道府県等から事業計画のヒアリングを行い、内容の審査を行う。

エ　社会福祉法人を新たに設立して施設経営を始めようとする場合は、都道府県、指定都市又は中核市（所轄庁）から社会福祉法人の設立認可を受けることが必要である。

2. 例年のおおよその国庫補助協議スケジュール（当初予算分）

３月上旬　　：厚生労働省から地方自治体に対する事前の協議額調査

３月末　　：国庫補助協議書の提出（地方自治体　→　地方厚生（支）局）
　　（地方厚生（支）局における地方自治体ヒアリング）

４月下旬　　：国庫補助協議書の提出（地方厚生（支）局　→　厚生労働省）

６月中旬～下旬：厚生労働省から地方自治体へ内示

※　都道府県等においては、国庫補助協議の提出前に、整備事業の審査等を行っているが、個々の都道府県等におけるスケジュール等は把握していない。

参考：対象施設

※　公立施設については、平成18年度に一般財源化したため補助対象外。

＜障害者総合支援法上のサービス＞

日中活動系：
- 短期入所（ショートステイ）
- 療養介護
- 生活介護

居住支援系：
- 自立生活援助
- 共同生活援助（グループホーム）

訓練系・就労系：
- 自立訓練（機能訓練）
- 自立訓練（生活訓練）
- 就労移行支援
- 就労継続支援（Ａ型＝雇用型）
- 就労継続支援（Ｂ型＝非雇用型）
- 就労定着支援

施設系：
- 施設入所支援

相談系：
- 相談支援事業所

＜児童福祉法上のサービス＞

障害児通所支援：
- 児童発達支援センター
- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 居宅訪問型児童発達支援
- 保育所等訪問支援

障害児入所支援：
- 障害児入所施設

＜その他＞

保護施設　：
- 救護施設
- 更生施設
- 授産施設
- 宿所提供施設

身体障害者社会参加支援施設：
- 補装具製作施設
- 盲導犬訓練施設
- 視聴覚障害者情報提供施設

その他　：
- 社会事業授産施設
- 福祉ホーム
- 応急仮設施設
- 日中生活支援住居施設
- 無料低額宿泊所

地域生活支援事業等について

令和４年度予算案（令和３年度当初予算額）：５１８億円（５１３億円）

（※）重層的支援体制整備事業への移行分を含む。
・基幹相談支援センター等機能強化事業等分
・地域活動支援センター機能強化事業分

概要

障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**地域の特性や利用者の状況に応じ、実施主体である市町村等が柔軟な形態により事業を計画的に実施。**

事業内容

○ **地域生活支援事業**　（障害者総合支援法第77条・第77条の2・第78条）

(1) 事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能である事業

［地域の特性］　地理的条件や社会資源の状況

［柔軟な形態］　① 委託契約・広域連合等の活用　② 突発的なニーズに臨機応変に対応可能
③ 個別給付では対応できない複数の利用者に対応可能

(2) 地方分権の観点から、地方が自主的に取り組む事業（事業の実施内容は地方が決定）

(3) 生活ニーズに応じて個別給付と組み合わせて利用することも可能。

・補助率　**※統合補助金**
市町村事業：国１／２以内・都道府県１／４以内で補助、都道府県事業：国１／２以内で補助

○ **地域生活支援促進事業**　（平成29年度に創設）

発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等、国として促進すべき事業について、特別枠に位置づけ、５割又は定額の補助を確保し、質の高い事業実施を図る。

・補助率　国１／２又は定額（10／10相当）

聴覚障害児支援中核機能モデル事業

令和4年度予算案(令和3年度当初予算額):1.7億円(1.7億円)

目的

聴覚障害児の支援は乳児からの適切な支援が必要であり、また状態像が多様になっているため、切れ目のない支援と多様な状態像への支援が求められる。

このため、福祉部局と教育部局が連携を強化し、聴覚障害児支援の中核機能を整備し、聴覚障害児と保護者に対し適切な情報と支援を提供することを目的とする。

内容

1. 聴覚障害児に対応する協議会の設置
2. 聴覚障害児支援の関係機関との連携
3. 家族支援の実施
4. 巡回支援の実施
5. 聴覚障害児支援に関する研修等の開催

実施主体

・都道府県
・指定都市

(委託可)

※全国で14か所程度

協議会のイメージ

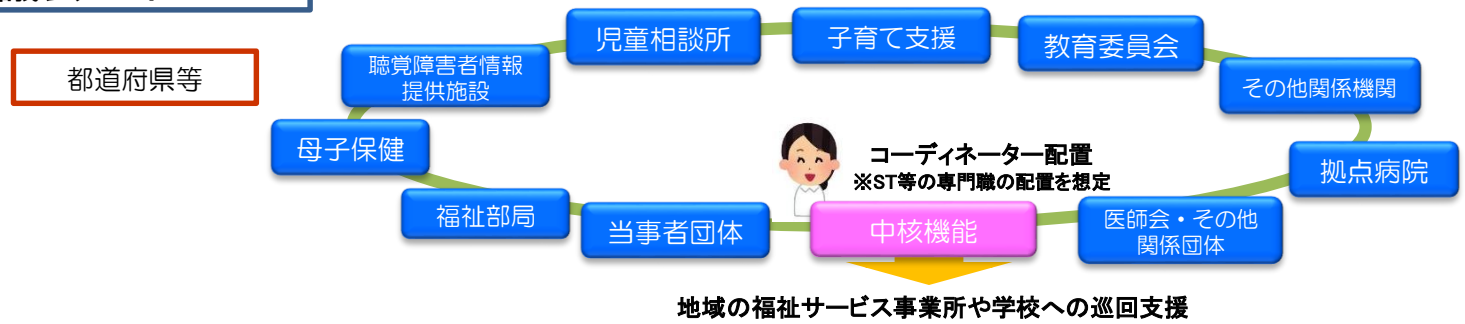

中核機能イメージ

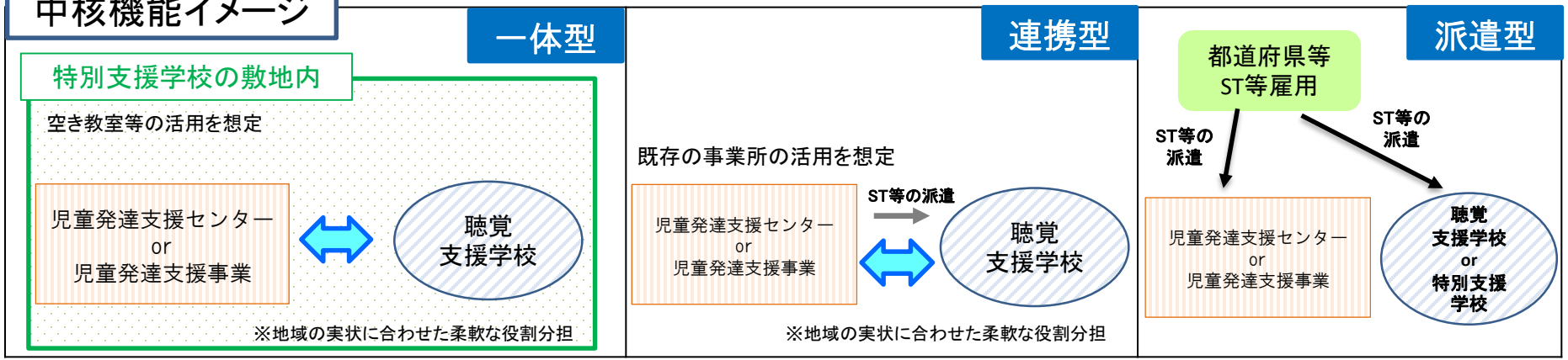

医療的ケア児等総合支援事業（地域生活支援促進事業）

令和４年度予算案（令和３年度当初予算額）：４．０億円（２．２億円）

【事業内容】
「医療的ケア児支援法」に基づく医療的ケア児支援センターの設置（医療的ケア児コーディネーターの配置）により、医療的ケア児とその家族からの相談を受け、適切な支援に繋げるための支援を行うとともに、地方自治体における協議の場の設置や医療的ケア児に係る支援者の養成研修、医療的ケア児やその家族の日中の居場所作りや活動の支援等を総合的に実施する。

【実施主体】都道府県・市町村

総合的な支援を実施

- ✓ 地方自治体において、医療的ケア児等とその家族への支援体制の強化
- ✓ 障害福祉サービスでは実施が難しいニーズに対する支援
- ✓ 地域に障害福祉サービス等の実施事業所がなくても地方自治体による支援の実現が可能

医療的ケアのある子どもとその家族

地方自治体における医療的ケア児等の協議の場の設置

- 保健、医療、福祉、教育、子育て等の各分野の関係機関及び当事者団体等から構成される協議の場の設置
- 現状分析のための、医療的ケア児数の把握・ニーズ調査の実施
- 医療的ケア児のご家庭向けの情報提供（HP,ガイドブックの作成）　等

医療的ケア児等コーディネーター医療的ケア児等支援者（喀痰吸引含む）の養成研修

併行通園の促進

- 事業所からの付き添いなどのバックアップ
- 適切な情報交換

障害児通所支援施設　保育園・幼稚園

令和４年度拡充

医療的ケア児支援センターへの医療的ケア児等コーディネーターの配置等

- 医療的ケア児支援センター等への医療的ケア児等コーディネーターの配置
- コーディネーター間や相談支援専門員との情報交換や症例検討の場の設置
- 移行期（NICUから在宅生活への移行、学校生活への移行、成人期への移行等）における重点的な相談体制の整備　等

医療的ケア児等に対応する看護職員確保のための体制構築

- 看護職員に対する医療的ケアに関する研修
- 就業先とのマッチング　等

看護職員への研修　障害児通所支援施設

医療的ケア児等とその家族への支援

家族のレスパイト　きょうだい児への支援

課題　その他、障害福祉サービス等と重複しない支援

医療的ケア児支援センターの設置による医療的ケア児やその家族への支援（イメージ）

医療的ケア児支援法の基本理念の実現

■医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援　■個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援　等

どこに相談すれば良いか分からない、医療的ケア児やその家族の様々な相談について、医療的ケア児支援センターが総合的に対応する。

医療的ケア児支援センター（都道府県）

※医療的ケア児等コーディネーターの配置を想定。
※都道府県が自ら行う場合も含む。
※社会福祉法人等と役割分担して実施することも可能。

管内の情報の集約

●家族等への相談、情報提供・助言等

- 家族等からの様々な相談に総合的に対応。
  （相談内容に応じて、市町村や相談支援事業所等に所属する医療的ケア児等コーディネーター等、地域の適切な者に繋ぐ。必要に応じて関係機関間を繋ぎ、検討体制を整える等）。
- 家族等への地域の活用可能な資源の紹介を行う。

等

●関係機関等への情報の提供及び研修

- 管内の医療的ケア児やその家族のニーズの地域への共有を行う。
- 好事例や最新の施策等の情報収集・発信を行う。
- 医療的ケア児等支援者養成研修等の研修を実施する。
- 地域の関係機関からの専門性の高い相談に対する助言等を行う。

等

・調整困難事例の相談
・地域の医療的ケア児の状況の共有

医療的ケア児に係る様々な相談

- 仕事と育児を両立させたい。。。
- 先々の子育ての見通しがつかない。。。
- 兄弟に関わる時間がとれない。。。
- 緊急時の預け先がない。。。
- 夜間のケアがつらい。。。

医療的ケアのある子どもとその家族

支援の実施

市町村等（地域の支援の現場）

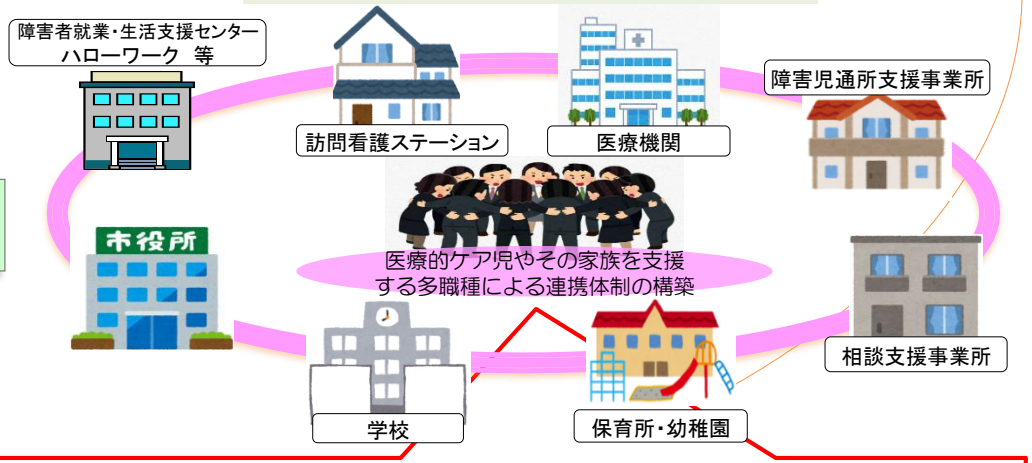

センター設置により相談先が明確化。

どこに相談すれば良いか分からない。。。

- センターや地域の医療的ケア児等コーディネーターの仲介等により、医療的ケア児に係る支援に当たっての協力関係を構築する。
- 個々の医療的ケア児やその家族への支援を、医療・福祉・教育・（年齢によっては就労）が情報を共有しながら実施。
- 地域の医療的ケア児やその家族への支援について、どのような支援が必要か、関係機関間で協議を行う。

新生児聴覚検査体制整備事業

令和４年度予算案（令和３年度当初予算額）：3.5億円（4.4億円）

目　的

○　聴覚障害は早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられる。このため、聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査に係る協議会の設置を行うとともに研修会の実施、普及啓発等により、都道府県における推進体制を整備することを目的とする。

内　容

（１）行政機関、医療機関、教育機関、医師会・患者会等の関係機関（団体）等による協議会の設置・開催（必須）
（２）医療機関従事者等に対する研修会の実施
（３）新生児聴覚検査のパンフレットの作成等による普及啓発
（４）都道府県内における新生児聴覚検査事業実施のための手引書の作成
（５）新生児聴覚検査管理等事業（R2～）
　①　新生児聴覚検査の結果の情報集約及び共有
　②　市町村への指導等
　③　相談対応等
　④　検査状況・精度管理業務
（６）聴覚検査機器購入支援事業（R２～）
（７）その他新生児聴覚検査事業の体制整備に必要な事項

＜事業イメージ＞

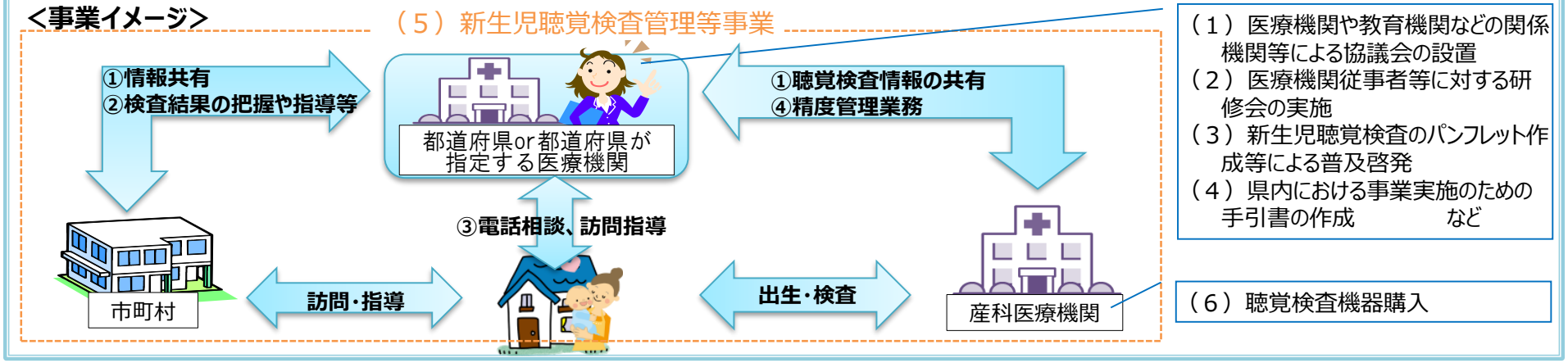

実施主体・補助率等

◆ 実施主体　：都道府県
◆ 補 助 率　：国１／２、都道府県１／２
◆ 補助単価案：　　年額　2,373,400円
　（５）を実施する場合　　年額　10,000,000円
　（６）を実施する場合　　年額　3,600,000円

事業実績

◆ 実施自治体数：43自治体（39自治体）
　※　令和２年度変更交付決定ベース
　　括弧は令和元年度変更交付決定ベース

医療的ケア児保育支援事業

令和４年度予算案（令和３年度当初予算額）：４５３億円の内数（４０２億円の内数）
（保育対策総合支援事業費補助金）

事業内容

○　保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。

○　また、医療的ケアに関する技能及び経験を有した者（医療的ケア児保育支援者）を配置し、管内の保育所への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市区町村等において医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

補助基準額≪拡充≫

○基本分単価

① 看護師等の配置　　１施設当たり　　5,290千円

（２名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置している場合、5,290千円を加算）≪拡充≫

○加算分単価

② 研修の受講支援　　１施設当たり　　300千円

③ 補助者の配置　　１施設当たり　　2,170千円

④ 医療的ケア保育支援者の配置　　１市区町村当たり　　2,170千円

（喀痰吸引等研修を受講した保育士が担う場合、130千円を加算）

⑤ ガイドラインの策定　　１市区町村当たり　　560千円

⑥ 検討会の設置　　１市区町村当たり　　360千円

実施主体・補助割合≪拡充≫・事業実績

○実施主体　都道府県、市区町村

○補助率

国：１/２、都道府県・指定都市・中核市：１/２

国：１/２、都道府県：１/４、市区町村：１/４

※医療的ケア児の受入体制に関する以下の要件を満たす整備計画書を策定する自治体については補助率を嵩上げ ≪拡充≫

・３年後の医療的ケア児の保育ニーズ（見込み）に対して、受入予定の医療的ケア児人数（見込み）が上回ること。

国：２/３、都道府県・指定都市・中核市：１/３

国：２/３、都道府県：１/６、市区町村：１/６

○事業実施

R2（公募ベース）：109か所（171か所）

事業イメージ

＜管内保育所等＞

看護師等の配置や医療的ケア児保育支援者の支援を受けながら、**保育士の研修受講等**を行い、医療的ケア児を受入れ。

保育所

保育所（医ケア児受入施設）

看護師等の配置

助言・支援等

＜基幹施設＞

モデル事業を実施してノウハウを蓄積した施設等が、市町村内の基幹施設として、**管内保育所の医療的ケアに関する支援**を行うとともに、**医療的要因や障害の程度が高い児童の対応**を行う。

看護師等

医療的ケア児保育支援者

体制整備等

＜自治体＞

検討会の設置

ガイドラインの策定

検討会の設置や**ガイドラインの策定**により、医療的ケア児の受入れについての検討や関係機関との連絡体制の構築、施設や保護者との調整等の体制整備を実施。

① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（地域生活支援促進事業）

令和４年度予算案　（令和３年度当初予算額）：６．７億円（５．８億円）

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

令和４年度予算案　（令和３年度当初予算額）：３９百万円（４１百万円）

①　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院等の医療機関、地域援助事業者、自治体担当部局等の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有した上で、包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

＜実施主体＞ 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

②　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

◆国において、地域包括ケアシステムの構築の推進に実践経験のあるアドバイザー（広域・都道府県等密着）から構成される組織を設置する。

◆都道府県・指定都市・特別区は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーと連携し、モデル障害保健福祉圏域等（障害保健福祉圏域・保健所設置市）における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。

◆関係者間で情報やノウハウを共有するため、ポータルサイトの設置等を行う。

＜参加主体＞ 都道府県・指定都市・特別区

※①及び②の事業はそれぞれ単独で実施することが可能

① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

※

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

【事業内容】（１は必須）

1. 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
2. 普及啓発に係る事業
3. 精神障害者の家族支援に係る事業
4. 精神障害者の住まいの確保支援に係る事業
5. ピアサポートの活用に係る事業
6. アウトリーチ支援に係る事業
7. 措置入院者及び緊急措置入院者等の退院後の医療等の継続支援に係る事業
8. 構築推進サポーターの活用に係る事業
9. 精神医療相談に係る事業
10. 医療連携体制の構築に係る事業
11. 精神障害者の地域移行・地域定着関係職員に対する研修に係る事業
12. 入院中の精神障害者の地域生活支援に係る事業
13. 地域包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業
14. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業

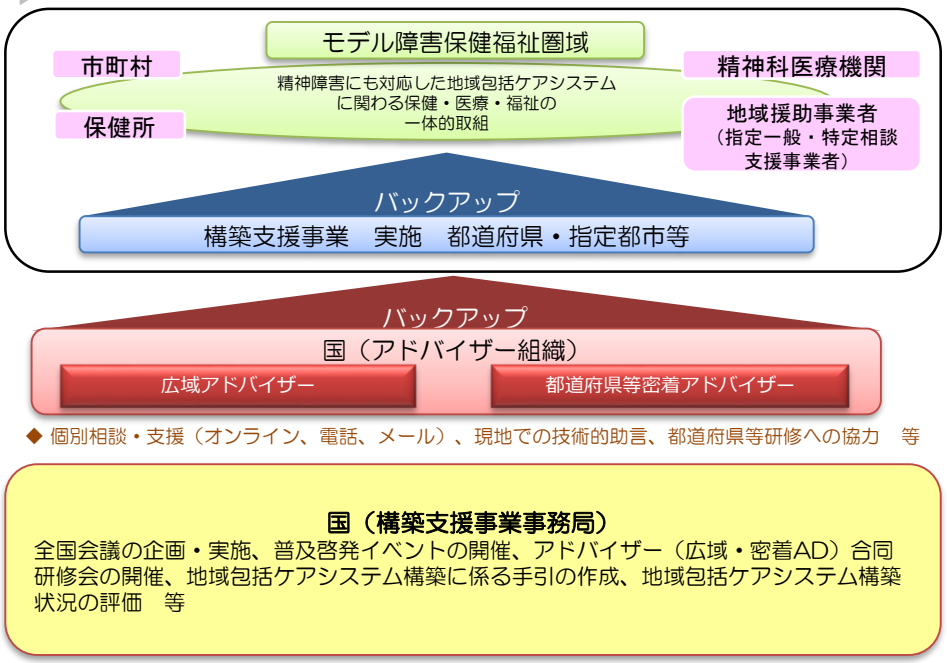

依存症対策の推進にかかる令和4年度予算案

令和４年度予算案（令和３年度当初予算額）：９．５億円（９．４億円）

①地域における依存症の支援体制の整備　６．０億円　→　６．０億円

都道府県・指定都市等において、人材育成や医療体制及び相談体制の整備を推進するとともに、地域の関係機関が参画する包括的な連携協力体制の構築、専門医療機関や治療拠点機関等との連携体制の構築など、地域の医療・相談支援体制の整備を推進する。

②依存症民間団体支援　３９百万円　→　３９百万円

依存症者や家族等を対象とした相談支援や普及啓発等に全国規模で取り組む民間団体を支援する。

③全国拠点機関における依存症医療・支援体制の整備　１．１億円　→　１．１億円

依存症対策全国拠点機関（久里浜医療センター）において、アルコール、薬物、ギャンブル等に対応した相談・治療等における指導者の養成や情報発信等を通じて、依存症治療・支援体制の整備を推進する。

④依存症に関する調査研究の実施　１．２億円　→　１．４億円

依存症の実態解明等に関する調査に加え、第２期アルコール健康障害推進基本計画に盛り込まれている発生予防や治療等に係る各種ガイドラインの作成やプログラムの開発等に係る調査研究を実施する。

⑤依存症に関する普及啓発の実施　７８百万円　→　７８百万円

依存症者や家族等が地域の治療や支援につながるよう、依存症に関する正しい知識と理解を広めるための普及啓発を実施する。

⑥アルコール・薬物・ギャンブル等の民間団体支援　地域生活支援事業等の内数　→　地域生活支援事業等の内数

地域で依存症関連問題に取り組む民間団体の支援を行う。

○　水道の基盤強化

- 水道施設の耐災害性強化、水道事業の広域化・IoT活用等の推進

水道施設整備事業メニュー一覧

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：387億円（395億円）
※令和3年度補正予算額390億円　※他府省計上分を含む

水道施設整備費補助金（公共）

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：169億円（168億円）

【概要】

水道事業又は水道用水供給事業を経営する地方公共団体に対し、安全で質が高い持続的な水道を確保するため、その事業の施設整備に要する費用の一部を補助する。

【事業メニュー】

○　簡易水道等施設整備費補助
　布設条件の特に厳しい農山漁村における簡易水道の整備事業

○　水道水源開発等施設整備費補助
・ダム等の水道水源施設整備事業
・水源水質の悪化に対処するための高度浄水施設整備事業
・「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」を踏まえた非常用自家発電設備等の整備事業

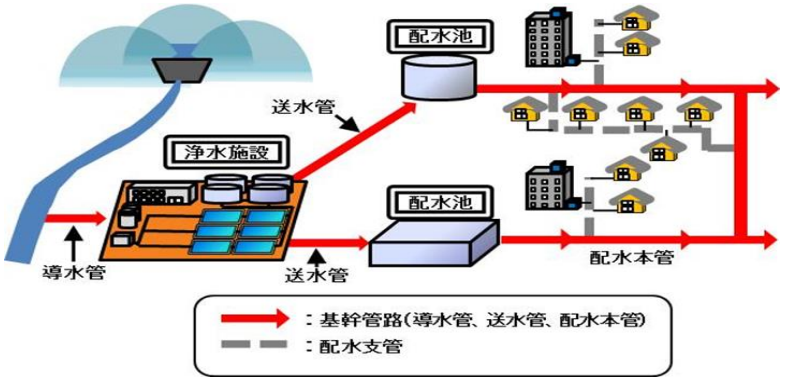

生活基盤施設耐震化等交付金（非公共）

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：218億円（227億円）

【概要】

地方公共団体が整備を行う水道施設の耐震化等を推進するため、都道府県にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる交付金制度を平成27年度に創設。

都道府県が取りまとめた水道施設の耐震化等に関する事業計画（生活基盤耐震化等事業計画）に基づく施設整備に対して支援を行う。

【主な事業メニュー】

○　水道施設等耐震化事業
・水道施設の耐震化に資する施設整備（５か年加速化対策を踏まえた耐震化事業を含む。）

○　水道事業運営基盤強化推進等事業
・水道事業の広域化に資する施設整備等

＜参考：水道施設整備に対する財政支援の考え方＞
水道施設の整備については、地形や水源からの距離などの自然条件により施設整備費が割高となる等、経営条件が厳しい水道事業者が行う施設整備事業に対して、その整備に要する費用の一部に対して財政支援を行っている。

水道施設耐震化等事業（生活基盤施設耐震化等交付金）

【交付金の概要】

○　都道府県に対して、都道府県が取りまとめた生活基盤耐震化等事業計画に基づき、各水道事業者等が実施する施設整備に必要な経費の一部を交付する。

（主な事業）

・緊急時給水拠点確保等事業：災害等緊急時における給水拠点の確保のために行う緊急時用連絡管等の整備や配水池等の基幹水道構造物の耐震化を行う事業

・水道管路緊急改善事業：法定耐用年数を超過した鋳鉄管、石綿管、鉛管、コンクリート管、塩化ビニル管(※)、ダクタイル鋳鉄管(※)、鋼管(※)、ポリエチレン管であって、基幹管路に係る更新事業

(※)耐震性の低い継手を有するものに限る。

【主な採択基準・交付率】

【主な採択基準】

○　緊急時給水拠点確保等事業費：地震等による水道施設の被害の経験がある地域等の地震対策等地域であること
資本単価が90円／㎥(水道事業)、70円／㎥(水道用水供給事業)以上であること　等

○　水道管路緊急改善事業：水道料金が全上水道事業者の平均料金より高いこと
給水収益に占める企業債残高の割合が300％以上であること　等

【交付率】

○　1／4，1／3等

交付率は、事業内容や事業開始時期により異なる。

水道事業運営基盤強化推進等事業（生活基盤施設耐震化等交付金）

【事業の概要】

○　都道府県に対して、都道府県が取りまとめた生活基盤耐震化等事業計画に基づき、各水道事業者等が実施する施設整備に必要な経費の一部を交付する。

（主な事業）

・広域化事業：市町村域を越えて広域化（事業統合または経営の一体化）を行う水道事業者に対し、広域化において必要となる施設整備事業

（施設整備の例）

①連絡管等の整備（末端をつなぐ連絡管やループ管等）
②統合浄水場等の建設
③集中監視設備の整備
④事務関係システムの統合（H30～）　等

・運営基盤強化等事業：広域化後に耐震化・老朽化対策として実施する施設や管路の更新を行う事業

・水道施設共同化事業：水道事業者の共同施設の整備事業（R1～）

・水道施設台帳の電子化促進事業：他の水道事業者等と共同で水道施設台帳の電子化を図る事業（H30～）

【主な採択基準・交付率】

【主な採択基準】

○　広域化事業：市町村域を越えて3以上の水道事業者等の広域化を行う事業であって、資本単価が90円／㎥ 以上である水道事業者を含むこと等

※水道用水供給事業者及び簡易水道事業者も対象とするほか、小規模水道事業者に対する交付要件を緩和（R1～）

○　運営基盤強化等事業：広域化事業を実施していること。

○　水道施設共同化事業：都道府県が策定する水道基盤強化計画等の区域として将来的に3以上の水道事業の広域化を実施する旨が明示されていること等。

【交付率】

○　1／4，1／3 ※交付率は、事業内容や事業開始時期により異なる。

※水道事業者等に対する財政支援のほか、都道府県が水道基盤強化計画等を策定するにあたり必要な事務費に対して財政支援（H30～）

水道事業におけるIoT活用推進モデル事業

事業目的

水道事業は、人口減少に伴う水需要の減少や施設の老朽化、職員数の減少などのさまざまな課題に直面しており、将来にわたって安全で良質な水道水の供給を確保し、安定的な事業運営を行っていくためには、市町村の垣根を越えた広域連携など通して水道事業の運営基盤の強化とともに、水道事業の業務の一層の効率化を図る必要がある。

しかし、水道施設の点検・維持管理面は人の手に大きく依存しているため、離島や山間・豪雪地域といった地理的条件の厳しい地域にある水道施設の維持管理には多くの時間と費用を要しているほか、災害時には漏水箇所の特定に時間を要するなど、効率的な事業運営や緊急時の迅速な復旧が課題となっている。

このため、IoTによる先端技術を活用することで、自動検針や漏水の早期発見といった業務の効率化に加え、ビッグデータの収集・解析による配水の最適化や故障予知診断などの付加効果の創出が見込まれる事業について支援をし、水道事業の運営基盤強化を図る。

事業概要

広域的な水道施設の整備と併せて、IoTの活用により事業の効率化や付加価値の高い水道サービスの実現を図るなど、先端技術を活用して科学技術イノベーションを指向するモデル事業について、先端技術を用いた設備の導入及び水道施設の整備の支援を行う。

ただし、広域化を伴わない事業については、先端技術を用いた設備の導入経費のみ支援する。

- 生活基盤施設耐震化等交付金における事業（平成30年度～）
- 対象事業者：先端技術を導入する水道事業者
- 交付率：1／3

事業例1：広域化に伴う水道施設の整備と併せて、各種センサやスマートメータを導入する場合
（将来的に監視制御設備にて得られた情報を分析・解析することを基本とする）

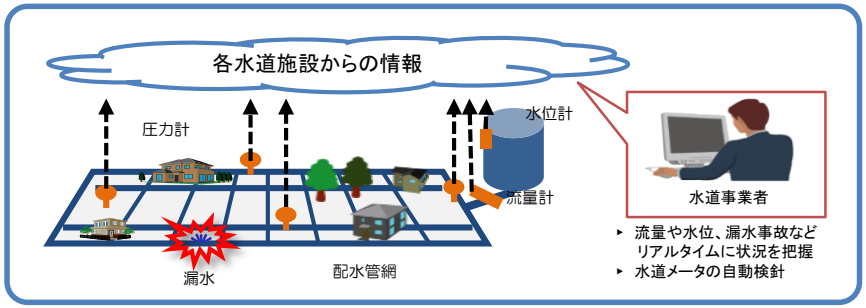

効率化

事業例2：広域化に伴い、複数の監視制御システムを統合し、得られた情報を配水需要予測、施設統廃合の検討、台帳整備等の革新的な技術に生かす場合

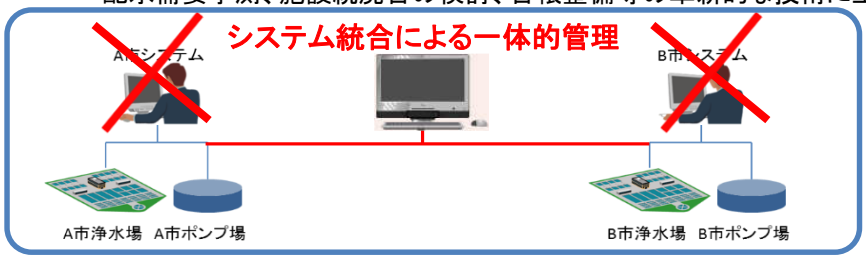

効率化

ビッグデータやAIの活用

活用次第で様々な事業展開が可能

付加効果

イノベーション

【事業例1】

活用例①　高度な配水運用計画

- 配管網に流量計や圧力計などの各種センサを整備し、その情報を収集・解析することで、高度な配水計画につなげる。

活用例②　故障予知診断

- 機械の振動や温度などの情報を収集・解析することで、 故障予知診断につなげる。

活用例③　見守りサービス

- スマートメータを活用し、水道の使用状況から高齢者等の見守りを行うもの。

【事業例2】

活用例①　アセットマネジメントへの活用

- 台帳の一元化、維持管理情報の集約などにより適切なアセットマネジメントを実施し、施設統廃合や更新計画につなげる。

- 上記事例の他、新たな視点から先端技術を活用して科学技術イノベーションを指向する事業

○　戦没者遺骨収集等の強力な推進

- 現地調査の計画的実施、DNA鑑定の体制整備、新たな鑑定技術の研究・活用

令和４年度予算案　戦没者遺骨収集等の強力な推進

令和４年度予算案	33億円
令和３年度当初予算額	28億円

（　）内の金額は令和３年度当初予算額

（１）	遺骨収集事業	26億円	（22億円）
	ア　硫黄島における遺骨収集事業	15.0億円	（14.0億円）
	イ　海外等における遺骨収集事業	9.2億円	（ 6.0億円）
	ウ　法人運営経費	1.6億円	（ 1.6億円）
（２）	海外公文書館の資料収集	0.2億円	（0.2億円）
（３）	遺骨の鑑定	6.5億円	（5.6億円）
	ア　分析施設（ラボ）の設立・鑑定実施	1.7億円	（ 1.4億円）
	イ　手掛かり情報のない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定	1.3億円	（ 0.4億円）
（４）	遺骨・遺留品の伝達	0.4億円	（0.4億円）

※　他、戦没者遺骨の鑑定技術の研究・実用化検討、大学等機関での鑑定実施経費等を計上。

○　百万円単位で四捨五入しているため、各欄の積み上げが合計と一致しない場合がある。

戦没者のご遺族の皆さま

戦没者遺骨をご遺族のもとへ

遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定の対象地域を拡大します

（沖縄、硫黄島、キリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁以外の地域でも実施）

～令和3年10月1日から申請受付開始～

DNA鑑定の目的

厚生労働省はDNA鑑定により戦没者遺骨の身元を特定してご遺族のもとへご遺骨を返還する事業を行っています。
DNA鑑定は戦没者遺骨の検体を採取した下記の地域で実施します。

- 硫黄島
- インド
- インドネシア
- 沖縄
- 樺太
- 旧ソ連等
  旧ソ連、モンゴル
- タイ
- 中部太平洋地域
  ウエーク島、ギルバート諸島、ツバル、トラック諸島、パラオ諸島、マーシャル諸島、マリアナ諸島、メレヨン島
- 東部ニューギニア
- ノモンハン
- ビスマーク・ソロモン諸島
- フィリピン
- ミャンマー

（50音順）

※令和３年８月時点の状況。他の地域も戦没者遺骨の検体が採取され次第鑑定を実施します。

検体採取キット（ご遺族用）

申請者

上記の地域の戦没者の配偶者、子、父母、孫、兄弟姉妹、または甥(おい)、姪(めい)等
ご遺族が複数おられる場合は、遺族間の総意をできるだけとりまとめ、代表者が申請書を提出してください。申請でお悩みの場合はまずはご相談ください。

申請方法

「DNA鑑定申請書」に必要事項を記載のうえ、下記の申請書提出先にメール、FAX、または郵送にて提出してください。

※「DNA鑑定申請書」は厚生労働省の下記連絡先に請求いただくか厚生労働省ホームページからもダウンロードいただけます。

申請書提出先

①メール宛先　dnakantei@mhlw.go.jp
②ＦＡＸ宛先　０３－３５９５－２２２９
③郵送宛先 100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省 社会・援護局事業課 DNA鑑定担当

DNA鑑定の流れ

①DNA鑑定実施可能と判断されたご遺族へ、DNA鑑定実施の同意書と検体採取キットをお送りします。

②検体提供者ご自身が検体を採取（専用の綿棒で口の頬の内側の粘膜を採取する簡単なもの）し、検体と同意書を厚生労働省に郵送いただきます。

③提供いただいた検体を、厚生労働省から鑑定機関にお渡しし、ご遺骨とのDNA鑑定を行います。

DNA鑑定にかかる費用負担

DNA鑑定料は全額国が負担します。

※費用負担について厚生労働省からご遺族にご連絡することはありません。

※申請書の提出、検体採取キット及び同意書の返送の際の郵送料は自己負担になります。

戦没地が不明などお迷いの方もまずはご相談ください

お問い合わせ・ご相談先電話番号
03-3595-2219
受付時間（平日のみ）
9:30～18:00

詳細はホームページをご確認ください
戦没者遺骨DNA鑑定　検索

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

○　持続可能で安心できる年金制度の運営

年金制度の仕組み

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）
12兆6,857億円（12兆6,213億円）

○ 現役世代は**全て国民年金の被保険者**となり、高齢期となれば、基礎年金の給付を受ける。（1階部分）

○ 民間サラリーマンや公務員等は、これに加え、**厚生年金保険**に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。（2階部分）

○ また、希望する者は、iDeCo（個人型確定拠出年金）等の**私的年金**に任意で加入し、さらに上乗せの給付を受けることができる。（3階部分）

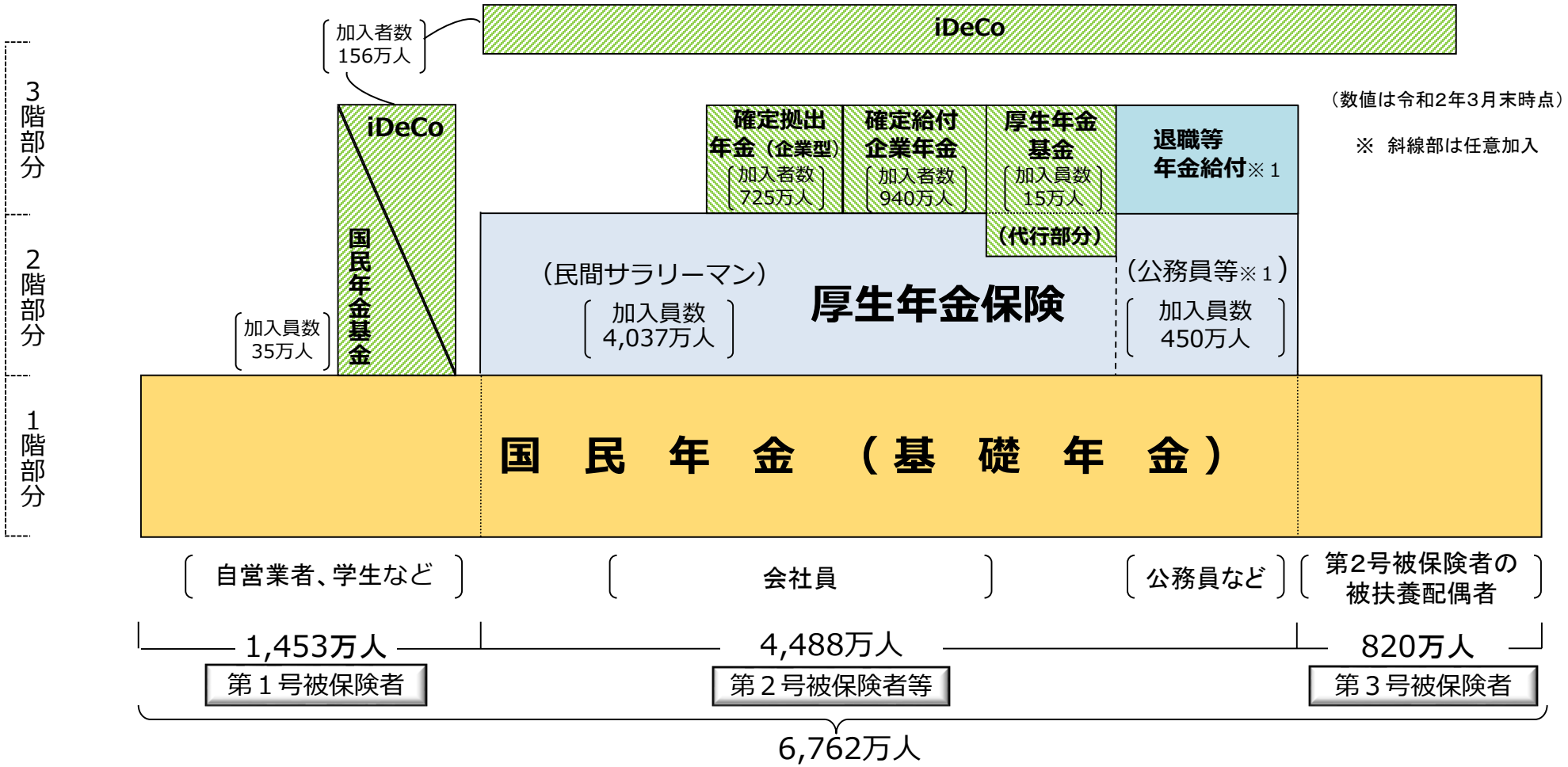

※1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

※2 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう（第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む）。

平成16(2004)年改正による年金制度における長期的な財政の枠組み

○ 平成16年の制度改正で、今後、更に急速に進行する少子高齢化を見据えて、将来にわたって、制度を持続的で安心できるものとするための年金財政のフレームワークを導入。
○ 保険料の引上げが終了したことで、基礎年金国庫負担の2分の1への引上げと合わせ、収入面では、財政フレームは完成をみている。

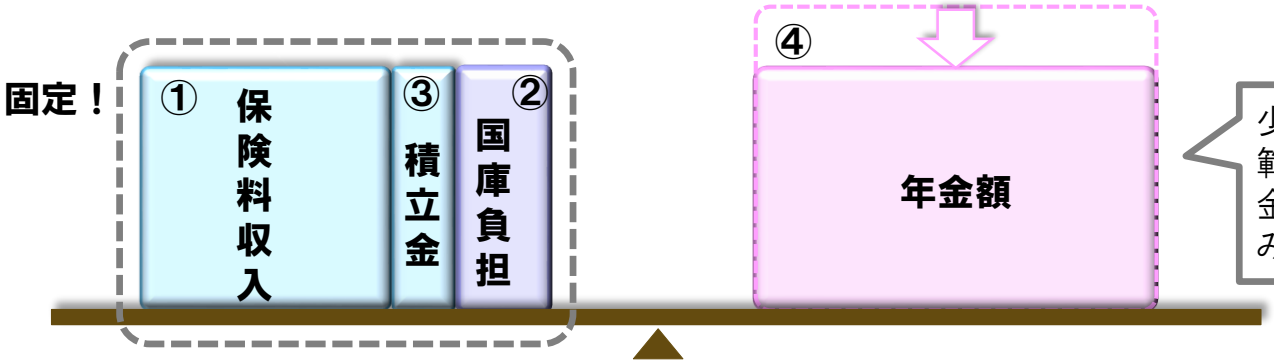

少子高齢化が進行しても、財源の範囲内で給付費を賄えるよう、年金額の価値を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)を導入。

① 上限を固定した上での保険料の引上げ

平成29(2017)年度以降の保険料水準の固定。　(保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記)
・厚生年金　：　18.3%(労使折半)　(平成16年10月から毎年0.354%引上げ)
・国民年金　：　16,900円※平成16年度価格　(平成17年4月から毎年280円引上げ)　※現在の国民年金保険料：16,610円(令和3年4月～)
※産前産後期間の保険料免除の開始に伴い、令和元年度以降は17,000円(平成16年度価格)

② 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

平成21年度以降、基礎年金給付費に対する国庫負担割合を2分の1とする。

平成24年「社会保障・税一体改革」により消費税財源確保。

③ 積立金の活用

概ね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとして、積立金を活用し後世代の給付に充てる。

平成24年年金額の特例水準の解消(法改正)により、マクロ経済スライドが機能する前提条件を整備。

④ 財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入

現役世代の人口減少とともに年金の給付水準を調整。標準的な年金の給付水準について、今後の少子高齢化の中でも、年金を受給し始める時点で、現役サラリーマン世帯の平均所得の50%を上回る。

※標準的な厚生年金の所得代替率:61．7%(令和元年度)　⇒　50．8%～51．9%(令和28～29年度)　＜令和元年財政検証・ケースⅠ～Ⅲ＞

○　被災地における心のケア支援、
福祉･介護サービス提供体制の確保

東日本大震災被災者の心のケア支援事業

令和４年度予算案（令和３年度当初予算額）：被災者支援総合交付金１１５億円の内数（１２５億円の内数）

1. 事業の目的

東日本大震災後に心のケアに関するニーズが増大した被災3県を対象に、精神保健行政機能及び精神医療サービス機能等の心のケアに関する支援を行い、もって被災3県の復興に資する。

2. 業務概要

（1）個別相談支援

ア. 保健所、市区町村、または心のケアセンター等を拠点とした、被災者の住居等への訪問による**相談支援**

イ. 医療機関等を拠点として、精神疾患患者に対し、**多職種で構成されるチームによる訪問支援（アウトリーチ）**

ウ. 教育機関、保育園、事業所、行政機関、医療・福祉施設、支援団体等の職員に対する相談支援、生徒・児童・社員等の**心のケアに関する後方支援**

エ その他、ア～ウの実施にあたり必要となる各地域の精神医療・保健・福祉に関する、行政機関、医療機関、民間団体との間における総合的な調整

（2）心の健康の向上に資する各種事業

ア. 心のケアに関するニーズ把握のための情報収集

イ. 本事業以外で被災者の心のケアを実施する各種支援者の技術向上のための技術的指導、助言、研修

ウ. 地域で長期的に被災者の心のケアに従事する医師、看護師等専門職の人材の育成

エ. 一般住民に対する、心の健康に関する普及啓発、情報発信、及びそのための各種支援機関との連携

オ. 本事業の各種活動により得られたデータの集積整理・分析、本事業の実施に必要な調査・研究

カ. 本事業の各種活動に必要な拠点の整備、及びその維持管理

キ. 被災3県の心のケアセンターの取組の知見の相互共有や連携強化

3. 実施主体

岩手県、宮城県、福島県（事業運営の一部または全部について委任可）

岩手県こころのケアセンター：5カ所

受託団体：岩手医科大学
令和3年4月1日現在：常勤職員数42名

中央センター・久慈地域センター・宮古地域センター
釜石地域センター・大船渡地域センター

みやぎ心のケアセンター：3カ所

受託団体：宮城県精神保健福祉協会
令和3年4月1日現在：常勤職員数31名

基幹センター・石巻地域センター・気仙沼地域センター

ふくしま心のケアセンター：6カ所

受託団体：福島県精神保健福祉協会
令和3年4月1日現在：常勤職員数44名

基幹センター・県北方部センター・県中・県南方部センター・いわき方部センター・相馬方部センター・会津出張所・ふたば出張所

4. 創設時期

平成25年度（平成23年度～24年度は障害者自立支援対策臨時特例基金で実施）

5. 支出科目

東日本大震災復興特別会計　（項）東日本大震災復興支援対策費　（目）被災者支援総合交付金

被災地における福祉・介護人材確保事業【東日本大震災復興特別会計】

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額） １．５億円（１．８億円）

東日本大震災により特に甚大な被害を受け、福祉・介護人材の確保が著しく困難になっている福島県相双地域等で従事する介護人材を広域的に確保するため、当該地域の介護施設等への就労希望者に対する研修受講費や就職準備金（赴任するための交通費や引っ越し費用等）の貸与等の支援を実施。

＜ 事業スキーム ＞

実施主体：福島県が適当と認める団体

研修受講費等の貸与

【貸付等対象者】
（1）相双地域等の介護施設等で就労を希望する福島県外の者
（2）避難解除区域の介護施設等で就労を希望する県内から避難解除区域への帰還者
（3）相双地域から福島県内外の養成施設に入学する者
（4）相双地域の介護施設等において6か月以上就労した中堅介護職員

【内容】
（1）学費（研修受講費） 15万円を上限（実費の範囲内）
※2年間従事した場合は全額返済免除
（2）就職準備金 ・30万円＋①＋②（1年間従事した場合全額返済免除）
・50万円＋①＋②（2年間従事した場合全額返済免除）
①世帯赴任加算
・ 家族と赴任する場合・・・ 12.5万円＋（世帯員数－1）×5万円
・ 単身赴任の場合 ・・・ 20万円
②自動車輸送費用等加算（新規購入の場合は登録手続代行費用）
・ 20万円を上限（実費の範囲内）
（3）教材費・住居費（通学費） 12万円を上限（実費の範囲内）・3.6万円（月額上限）
※介護福祉士等養成校卒業後1年以内に相双地域の介護施設等に就労し、以後一定期間継続して介護業務に従事した場合は全額返還免除
（4）支援金 20万円を上限
※介護施設等に5年以上勤務経験があり、かつ介護福祉士若しくは介護支援専門員の資格を有する者などが、相双地域の施設等で6ヶ月以上就労した場合に支給

住まいの確保支援

現地の住宅情報の提供 等

事業の広報

出向者に対する支援

避難解除区域の介護施設への応援出向者に対する地域・実務経験等に応じた給与差、指導手当、赴任や通勤に係る経費などの支援

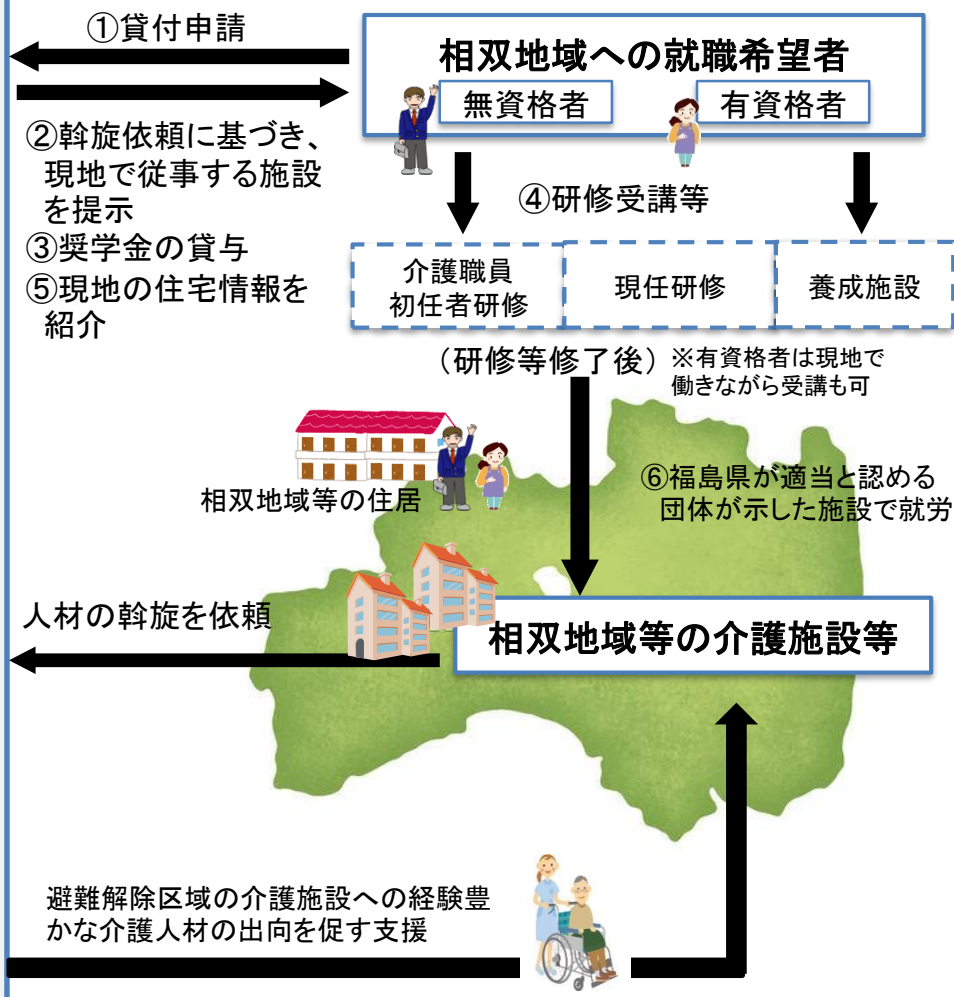

被災地心のケア事業

令和４年度予算案（令和３年度当初予算額）：24百万円（31百万円）

概要

令和２年７月豪雨による災害により、被災地において多数の人的・物的被害が発生したため、災害復興期においては、PTSD（心的外傷後ストレス障害）や生活再建プロセスで生じる二次的ストレスを起因とした心身の変調が生じる被災者が増加していることから、精神保健福祉センター、保健所等において心のケアの専門職（保健師、精神保健福祉士、公認心理師等）を雇用し、市町村等が行う被災者健康支援と連携して、精神保健相談等の支援を行うことで被災地の精神保健福祉の強化を図る。

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区

【補助率】初年度：１０／１０、２年目以降：３／４

被災地の心のケア支援　イメージ

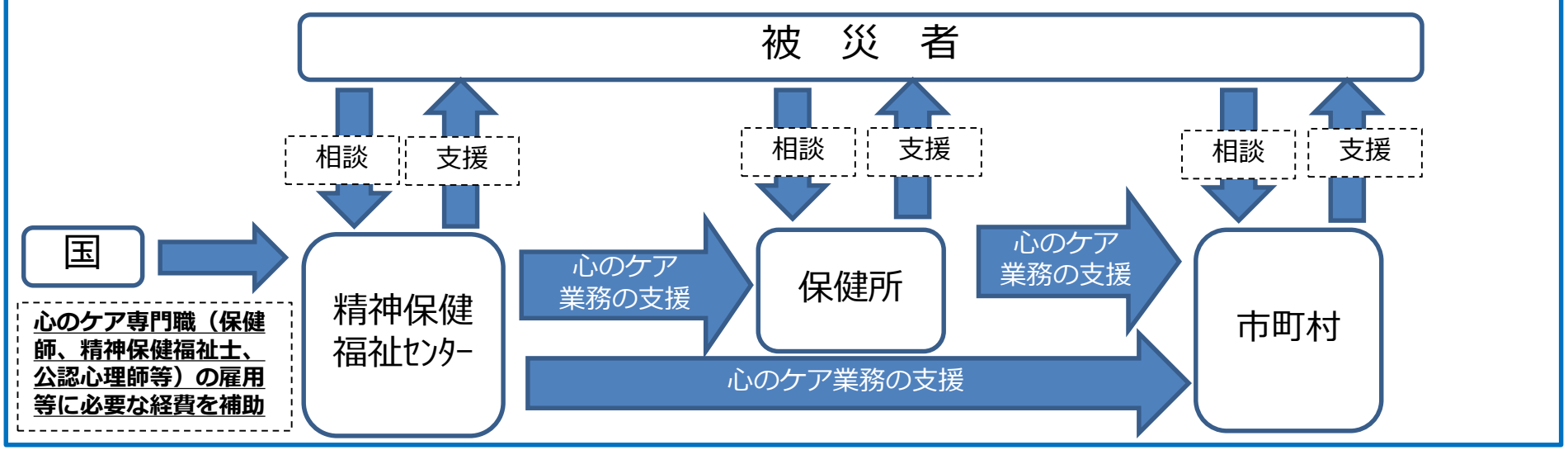

熊本県こころのケア事業

令和４年度予算案（令和３年度当初予算額）：30百万円（38百万円）

● 事業概要

1．実施主体

熊本県

2．活動エリア

熊本県内全域（熊本市含む）

3．開設日

平成28年10月17日

4．活動概要

●相談支援事業

電話・訪問・来所にて、震災後の被災者のこころの悩みについての相談対応。

●支援者への技術支援

研修会の開催や講演会等への講師派遣を通じての支援者への技術支援。

●普及啓発

講演会の開催やリーフレットの配布。

熊本地震（熊本県内）の被害状況（参考:県HP）
死者：273人（R3.7.13）
負傷者数：2,739人（R3.7.13）
仮設住宅入居者：98戸（R3.6.30）※最大20,255戸

● 活動実績

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
電話相談	159件	524件	529件	281件	259件
来所相談	16件	113件	90件	53件	18件
アウトリーチ	21件	395件	332件	183件	66件
支援者への技術的助言	35件	363件	513件	313件	180件
ケース会議への参加	24件	307件	126件	27件	2件

● 事業の必要性

●発災から５年が経過。令和元年度末をもって全ての災害公営住宅の整備が完了し、入居も進んでいることから、環境の変化によるこころの不調を訴える被災者の対応をする必要がある。
●地域の精神保健福祉体制への移行に向けて、当面の間はこころのケアセンターが地域の体制整備を推進していく必要がある。

長期避難者の早期帰還のための介護サービス提供体制再生事業
（福島介護再生臨時特例補助金＜東日本大震災復興特会＞）

令和４年度予算案（令和３年度当初予算額）：1.4億円（1.4億円）

事業の内容（目的・概要）

- 平成２３年３月に東電福島第一原発事故により避難指示が出された区域等では、今後多くの高齢者がこれらの区域で生活を再開することとなる。
- 避難指示解除区域等へ帰還した後の生活に必要不可欠な介護サービスの確保を図り、住民の帰還を促進するため、生活環境整備のための施策の一つとして、介護施設等に対する運営支援のための措置を講じ、既に再開した介護施設等の運営の維持及び震災前に行われていた介護事業の運営の回復を目指す。

成果目標・所要額・事業スキーム

成果目標

- 避難指示解除区域の生活環境の一つである介護提供体制の構築
- 住民帰還の促進、帰還住民の生活不安の解消
- 避難指示が解除された地域における復興の促進

事業スキーム

国 → 補助金の交付（定額） → 福島県 → 一定の助成 → 施設事業者

※国は所要額を福島県に交付
※福島県が実施主体となり、介護施設等に対して運営支援のための助成を実施

事業イメージ

●入所施設
　避難指示解除区域等の介護施設を対象に、長期避難者の受け入れに対応するサービス提供体制を構築することによる緊急的な財政負担の軽減を目的として、特例的に助成を行う。
　また、各施設は、令和３年度に、介護人材の確保、新規の施設入所を進めるとともに、経営強化を図っていくため、経営の専門家からの助言を受けた上で「経営強化計画」を作成するため、令和４年度においては見直しを行う場合に支援する。

＜対象施設＞
　避難指示解除区域等の介護施設であって、
　令和２年度に支援を受けている施設（一定の要件を満たすもの）

＜助成内容＞
　介護報酬の減収相当額
　※　運営支援については、入所者数に対する介護職員数が過剰になっている場合には補正した上で補助額を算出

●訪問系サービス再開等促進事業
　避難指示解除区域の居宅サービスのうち、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、及び訪問リハビリテーションが安定的に提供されるよう、事業の再開を促進することを目的として、特例的に助成を行う。
　また、各訪問系サービス事業所に対して、経営強化を進めるため、経営の専門家からの助言を受けた上で「経営強化計画」を作成・見直しを行う場合に支援する。

＜対象事業所＞
・避難指示解除区域内の事業所
・避難指示解除区域内に事業所がない場合の外部の事業所

＜助成内容＞
介護報酬の一定割合（10%）を補助